

つくば市告示第 570 号

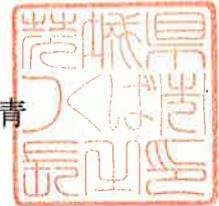
行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号。以下「法」という。）第 9 条の規定により、行旅死亡人について次のとおり告示します。

なお、当該行旅死亡人について心当たりのある方は、つくば市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和 6 年 8 月 30 日

つくば市長 五十嵐立青



行旅死亡人

- 1 本籍・住所 不詳
- 2 居住地 不詳
- 3 氏名 不詳
- 4 年齢 推定 40 から 50 歳代の男性
- 5 体格 白骨化した頭蓋骨
- 6 着衣 なし
- 7 遺留金品 なし
- 8 発見時の状況その他本人の認識に必要な情報

令和 5 年 12 月 11 日午後 3 時 00 分、茨城県つくば市筑波 1 番地（筑波山ケーブルカー山頂駅から南東方図測約 360 メートル先の筑波山中）にて、発見されました。死因は不詳、死亡日時は推定数年以上前とされています。

遺体は、法第 7 条第 1 項の規定により、身元不明のため火葬に付し、つくば市納骨堂に安置しています。

問合せ先

つくば市福祉部社会福祉課

電話番号 029-883-1111 内線 2110

